

## 沖縄県ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県(以下「県」という。)知事公室広報課所管の沖縄県ホームページ(以下「県ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載を依頼する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、県が別に定めるものとする。

### (広告掲載枠の提供)

第4条 広告を掲載する枠は、県と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱業者」という。)に適正な価格で提供するものとする。

### (広告取扱業者の選定)

第5条 広告取扱業者は、沖縄県財務規則に基づき競争入札により選定する。

### (広告を掲載しない業種又は業者)

第6条 次の業種又は業者の広告は掲載しない。広告掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものは除く)
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 興信所・探偵事務所
- (9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの(ただし、再生又は更正計画が認可されたものはこの限りでない)
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けているもの

### (広告の範囲)

第7条 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反するおそれのあるもの
- (2)公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3)政治性のあるもの
- (4)宗教性のあるもの
- (5)意見広告
- (6)個人の氏名広告
- (7)責任の所在が不明確なもの
- (8)第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (9)誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (10)あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11)その他、掲載する広告として適当でないといふと県が認めるもの

#### (掲載広告の優先順位)

第8条 掲載広告の優先順位は、次の各号のとおりとする。

- (1)国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するものの広告
- (2)私企業のうち、公共性の高いものの広告
- (3)その他、県が適当と認めるものの広告

#### (広告掲載の期間)

第9条 広告を掲載する期間は、原則1か月を単位とし、1か月以上の期間の広告掲載の申し込みがあった場合は、掲載期間について県と協議するものとする。

2 掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載終了日は、原則として、当該広告を掲載する月の末日とする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日に当たる場合は、県が別に定める。

#### (広告主の募集)

第10条 広告主の募集は、広告取扱業者が行う。

#### (広告掲載の申込み)

第11条 県ホームページへの広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

#### (広告掲載の決定)

第12条 広告取扱業者は、前条の規定により申し込みがあった場合は、第6条及び第7条の規定並びに別に定める掲載基準(以下「基準」という。)に基づいて、速やかに審査し、掲載できると認める場合は、掲載開始日から起算して10日前までに、広告案及び広告主が指定したリンク先を取りまとめて、県に承諾を求めなければならない。ただし、5月分の広告掲載についてはこの限りでない。

2 県は、広告取扱業者から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 3 県は、提出された広告案及び広告主が指定したリンク先の内容が第6条及び第7条の規定並びに基準に反すると判断した場合は、広告取扱業者に対して修正を求めることができる。
- 4 県は基準で定めた最大枠数を越えて広告掲載の申込があった場合は、第8条で定める順序に従い広告掲載を判断する。同順位に複数のものがある場合には、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第 13 条 広告取扱業者は、第6条及び第7条の規定並びに基準に基づき掲載する広告原稿を、広告掲載開始日から起算して5日前までに、電子記録媒体や電子メールにより、県に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主の負担とする。

#### (広告掲載料)

第 14 条 広告の掲載料は、広告取扱業者が定める。

- 2 広告主は、広告取扱業者が定める手続に従い、広告取扱業者に広告掲載料を納入する。

#### (広告掲載の時期)

第 15 条 県は、第 11 条の規定により提出された広告原稿を、原則として、広告掲載開始日の午前0時 30 分までに掲載するものとする。

- 2 県は前項の規定により掲載した広告を、原則として、広告掲載終了日の翌日の午前0時 30 分までに削除するものとする。

#### (広告内容の修正)

第 16 条 県は、広告の内容等が各種法令若しくは当該要領等に違反している、そのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告取扱業者を通じて広告主に修正を求めることができる。

- 2 県は、前項の規定により修正を求めた広告について、修正が完了するまでの間、その掲載を中止するものとする。

#### (広告掲載の取消し)

第 17 条 県は、広告及び広告主が指定したリンク先の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1)第6条及び第7条の規定に反すると判断したとき。
  - (2)前条の規定による広告修正が行われないうとき。
  - (3)その他、広告の掲載を継続することが適切でないときと県が判断したとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、県は、広告取扱業者を通じて当該広告主に対して、理由を付した書面により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により広告掲載を取り消し又は中止した場合、県は、広告取扱業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。
  - 4 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(県ホームページ停止時の取扱い)

第 18 条 県は、広告取扱業者の責めに帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて広告取扱業者との契約に基づき、日割計算により算出した金額を契約金から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 48 時間未満の場合は、契約金の減額は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が 72 時間を超える場合は、前項の規定に準じて契約金を減額する。

(1) 機器を保守し、又は工事を行う必要があること。

(2) 天災事変その他の非常事態が発生したこと。

(広告の変更)

第 19 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、広告取扱業者にあらかじめ協議するものとし、第 11 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第 20 条 広告取扱業者は、広告主が広告のリンク先を変更又は指定したリンク先のホームページを全面リニューアルするときは、変更しようとする日から起算して 7 日前までに県に届け出るものとする。

2 広告取扱業者は、前項の届出があった場合は直ちに第 6 条及び第 7 条の規定に基づき審査を行うとともに、リンク先変更の可否について県と協議しなければならない。

(広告主の責務)

第 21 条 広告主は、掲載した広告及び指定したリンク先のホームページに一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える好意その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、掲載した広告内容等により第三者との間に紛争が生じた場合は、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。